

質問に対する回答について

調査等名) 常磐自動車道 R5いわき管内盛土のり面対策工調査設計

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>予定管理技術者（予定照査技術者）の技術者資格につきまして、競争参加資格要件等一覧表と特記仕様書 P2 では異なる内容が記載されております。本業務における予定管理技術者（予定照査技術者）の技術者資格はどちらの内容が正しいのでしょうか</p>	<p>予定技術者について、競争参加資格等要件が正となり、下記のとおりとなります。</p> <p>管理技術者の資格要件</p> <p>①技術士〔総合技術監理部門（建設部門-土質及び基礎）、総合技術監理部門（応用理学部門-地質）、建設部門（土質及び基礎）または応用理学部門（地質）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。</p> <p>②RCCM（地質部門若しくは土質及び基礎部門）の資格を有し、RCCM 資格制度規定による登録を行っている者。</p> <p>③土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者〔地盤・基礎〕、上級土木技術者（コースA若しくはコースB）〔地盤・基礎〕または1級土木技術者（コースA若しくはコースB）〔地盤・基礎〕の資格を有する者。</p> <p>④地質調査技士の資格を有し、地質調査技士検定試験制度に登録を行っている者。</p> <p><u>照査技術者の資格要件も管理技術者と同じ資格要件となります。</u></p> <p>また、後日訂正公告を掲載します。</p>
2	<p>競争参加資格確認申請書の資格要件について、予定管理技術者の資格が「競争参加資格要件等一覧表」と「特記仕様書」に記載されている内容が異なりますが、どちらが正しいのでしょうか。</p>	<p>「回答1」同様</p>

3	<p>入札公告（説明書）の競争参加資格要件等一覧表の「競争参加要件」－「予定管理技術者に求める事項」－「技術者資格」に、</p> <p>イ 技術士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術監理部門（建設部門－土質及び基礎）・総合技術監理部門（応用理学部門－地質） ・建設部門（土質及び基礎） ・応用理学部門（地質） <p>ロ RCCM</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質部門 ・土質及び基礎部門 <p>と記載されておりますが、特記仕様書P2の「1－3 管理技術者の資格要件」及び「1－4 照査技術者の資格要件」には、</p> <p>① 技術士〔総合技術監理部門（建設部門－道路）または技術士〔建設部門（道路）〕</p> <p>② RCCM（道路部門）</p> <p>と記載されておりますが、どちらが正しいのでしょうか。</p>	「回答1」同様
4	<p>技術者資格について質問いたします。</p> <p>入札公告(説明書)、競争参加資格要件等一覧表では技術者資格が</p> <p>イ 技術士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術監理部門（建設部門－土質及び基礎） ・総合技術監理部門（応用理学部門－地質） ・建設部門（土質及び基礎） ・応用理学部門（地質） <p>ロ RCCM</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質部門 ・土質及び基礎部門 <p>ハ 土木学会認定土木技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別上級土木技術者〔地盤・基礎〕 ・上級土木技術者（コースA）〔地盤・基礎〕 ・上級土木技術者（コースB）〔地盤・基礎〕 ・1級土木技術者（コースA）〔地盤・基礎〕 ・1級土木技術者（コースB）〔地盤・基礎〕 <p>ニ 地質調査技士の資格を有し、地質調査技士資格検定試験制度による登録を行っている。</p> <p>となっておりますが、特記仕様書1－3 管理技術者の資格要件では</p> <p>①技術士〔総合技術監理部門（建設部門－道路）〕または技術士〔建設部門（道路）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。</p> <p>②RCCM（道路部門）の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている者。</p> <p>③土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者〔交通若しくは設計〕、上級土木技術者（コース A 若しくはコース B）〔交通若しくは設計〕又は1級土木技術者（コース A 若しくはコース B）〔交通若しくは設計〕の資格を有する者。</p> <p>となっております。どちらが正しい管理技術者の資格要件になりますでしょうか。</p> <p>また、照査技術者についても特記仕様書1－4の資格要件が必要でしょうか。</p>	「回答1」同様

5	<p>・競争参加資格要件等一覧表の予定管理技術者に求める事項・技術者資格についてお伺いします。</p> <p>1. 技術士の部門として、総合技術監理（建設部門—土質及び基礎）、総合技術監理（応用理学部門—地質）、建設（土質及び基礎）、応用理学（地質）が記載されています。</p> <p>一方、特記仕様書1－3管理技術者の資格要件では、技術士の部門として、総合技術監理（建設部門—道路）、建設（道路）が指定されています。</p> <p>上記の通り、本業務の技術評価対象の技術士部門と、管理技術者要件の技術士部門は異なっておりますが、こちらは正しいものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>・特記仕様書1－3管理技術者の資格要件についてお伺いします。</p> <p>1. 管理技術者の資格要件について、技術評価対象となる技術士部門（総合技術監理（建設部門—土質及び基礎）、総合技術監理（応用理学部門—地質）、建設（土質及び基礎）、応用理学（地質））は含まれないと理解してよろしいでしょうか。</p>	「回答1」同様
6	<p>入札公告（説明書）の競争参加資格要件等一覧表に記載されている管理技術者資格の要件と、特記仕様書に記載されている管理技術者等の資格要件が異なります。</p> <p>どちらの資格要件が必要になるかご教示ください。</p>	「回答1」同様